

(第6号別紙)

令和5年度 第2回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和5年11月1日(水) 午前10時から午前11時00分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(12名)	丸金 ゆきこ	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	高橋 昌代	市川市民生委員児童委員協議会 理事
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
	川俣 興一	市川市立第五中学校 校長
	菊池 和彦	市川市立柏井小学校 校長
	加科 学	道路交通部 次長
	小林 英樹	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局	藤井 義康	学校教育部 部長
	池田 淳一	学校教育部 次長
	城戸 三郎	学校教育部 義務教育課 課長
	村上 理恵	義務教育課 義務教育課 主幹
	野井 泰子	義務教育課 義務教育課 副主幹

他2名

5 教育委員会挨拶

6 審議会会長挨拶

7 議題

(1) 令和5年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について(中間報告)

(2) 令和6年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について(報告)

8 その他

【中嶋会長】

只今より、令和5年度第2回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

それでは議題に沿って進めたいと思います。議題1 令和5年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について、事務局からご説明よろしく願いいたします。

【事務局】

「令和5年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等」につきまして、今年度半年が終了した、10月1日のデータでご報告いたします。

市川市立の小学校、中学校及び義務教育学校では、居住する住所によって通学する学校（指定学校）が定められております。

指定学校に進学することが原則ですので、通学する学校を自由に選べるというものではありませんが、やむを得ない理由がある場合は、指定学校変更許可基準に応じて指定学校変更を行うことができます。

ホームページ等でもお知らせしておりますが、指定学校変更は、学区の自由化である学校選択制とは異なり、どこの学校でも自由に選べるというわけではございません。指定学校変更許可基準に適合していること、受け入れる学校の施設に余裕があること、通学距離があまりにも遠くならず、安全性が確保されること等の条件にあてはまる場合に申請可能となり、条件に適合しない場合は、指定学校変更の申請が認められない場合もあります。

指定学校変更許可基準につきましては、小学生は16ページと17ページ、中学生は18ページに記載しております。

具体的な申請数につきましては、1ページをお願いいたします。全体としての申請数は、小学校が93件、中学校が119件でした。小学校・中学校の指定学校変更の主な申請理由としては、5番目の項目であります、市内で引っ越しをしました、引き続き前の学校に通いたいために多数となっております。小学校が77件、中学校が80件でして、小学校が全体の約8割、中学校が全体の約7割を占めておりまして、一番多い申請数となります。

続いて、2ページをお願いいたします。今年度4月から9月までの区域外就学についてです。

区域外就学申請とは、市川市外で住民登録をしている市内在住以外の方が特別な事情により、市川市内の小学校、中学校を希望し、市川市教育委員会に申請することをいいます。

全体の件数としましては、小学校が21件、中学校が62件でした。

区域外就学の主な理由としましては、小学校は、5番目の市外に住民票を異動しましたが、引っ越しまで前の学校に通学するため15件で多くなっています。中学校は20件の申請がありました。

また、その他の項目ですが、中学校が42件となっております。内訳としましては、国立国府台病院に入院し、院内学級のある学校を希望するためとなっております。

以上、令和5年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について、10月1日現在の中間報告でした。よろしく願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

只今、事務局から、在学児童生徒に関わる指定学校変更等についての報告でした。ご質問等、ございますでしょうか。

続きまして、議題2、令和6年度 新入学に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限についてということで、事務局よりよろしく願いいたします。

【事務局】

議題2の「令和6年度 新入学に向けて 児童生徒数増加傾向の学校状況と指定学校変更の制限につい

て」ご説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。「令和5年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒数と学級数の推計」です。こちらは、現在の市内在住のお子さんの数を元にした、令和11年度までの小学生・中学生の人口の推移です。

小学生の児童数は、令和7年度までは微増傾向ですが、令和9年度からは全体的に、若干ですが減少する傾向となっております。

中学生の生徒数は、市川、本八幡周辺の学区内の人口増加に伴いまして、令和11年度まで微増傾向が続きます。

教室数は、後ほど説明いたしますが、35人学級の実施に伴いまして、小学校は令和8年度まで、中学校は令和11年度まで増加傾向となっております。

続きまして、4ページの資料の上の段をご覧ください。こちらは、1クラス何人で編制するかという基準を示したものになります。公立小学校の学級編成を35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和3年2月に閣議決定され、令和3年度より、5年間かけて1クラスあたり35人に引き下げることとなりました。

令和6年度は、小学5年生までが35人学級となり、令和7年度には、全ての学年で35人学級となります。38人の数は、千葉県では、国が定めている40人の標準よりも人数を少なくして、38人までとして学級編成を行うことができるようにしており、各学校の校長が、基準となる人数を基に、弾力的に運用できるとしています。

続きまして、4ページ下の段ですが、「市川小学校の児童数及び学級数の推計←制限校兄弟」とあります。この制限校とは、令和6年度の入学の新入生については、指定学校変更の制限をかけるという意味でございます。

市川市では、居住する通学区域の学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合は、許可基準に応じて対応しています。

指定学校変更の制限とは、学区外から入学できる数を決めるということであり、理由としましては、各学校の教室の数や、給食を提供できる数など、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数の上限を設定しています。児童生徒数が、学校の教育環境を維持することが難しい人数を超えた場合は、学区外からの申請を制限したり、抽選を実施したりすることで、教室不足等への対応をしています。

表は、5年後までの学校規模の推計となります。こちらは、各学校の通学区域の年齢別人口に、過去の1年毎の増加率と、入学の際の就学率を反映させたものです。就学率には、転居や私立学校への入学、指定学校の変更などが含まれており、実際に入学した過去の実績をもとにしております。あくまでも、教育委員会内部での、今後の教育環境整備のために使用している推計であるため、実際の入学数とは誤差が生じる場合があります。

来年度新入学指定学校変更の制限校ですが、上限を設定し、上限を超えた場合に抽選を行う学校は、学校番号順に、小学校では、5ページの八幡小学校を始めとし、宮田小学校、富貴島小学校、信篤小学校、妙典小学校の5校が、また同様に、中学校では、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、福栄中学校、妙典中学校の7校、義務教育学校の塩浜学園となります。こちらの13校は、来年度も特別教室を含め教育活動に必要な教室が不足しておりますので、学校と相談しながら、場合により抽選を行う等、調整をまいります。

行徳小学校と富美浜小学校につきましては、昨年度までは制限校でしたが、学区の在住者が減少していることと、学校と協議をし、教室数等の調整が可能となりましたので、制限を解除いたします。

また、4ページの市川小学校、6ページの鬼高小学校、7ページの新浜小学校につきましては、学区

内の人口増加が今後も続くことと、特別教室を含め教室数に余裕が全くない状況となっております。学区外から児童を受け入れますと、学校の教育環境を維持することが厳しくなるため、学区外からの受け入れが難しい状況となっております。そのため、来年度の入学生につきましても、兄・姉のいる児童のみの受け付けとなります。

同じく、7ページの大和田小学校ですが、昨年度と同様に、兄姉がいる場合と、指定された学校よりも近い方を対象に受付いたします。

続きまして、12ページをお願いいたします。こちらは、先ほどお話しいたしました来年度の制限をかける学校を地図にまとめたものとなります。水色の表示は、上限を定めて制限を行う学校となりまして、小学校は5校、中学校は7校、義務教育学校の塩浜学園が1校となります。ピンク色の表示の学校は、兄姉が在籍している場合のみ受け入れる学校で、市川小学校と鬼高小学校、新浜小学校となります。黄色の表示は、兄弟が在籍している場合と、指定された学校よりも近い場合は申請が可能となる学校となりまして、大和田小学校となります。

続きまして、13ページから15ページをお願いいたします。こちらは、10月25日に新入生の保護者に向けて郵送しました入学通知となります。

まず、昨年度と変更になりました点につきましてご説明いたします。15ページをお願いいたします。指定学校変更の申請につきましては、基本的には窓口での申請となりますが、令和2年度からは、コロナ禍に伴う対応としまして、郵送での申請も受け付けておりました。

昨年度までは、友人関係等の特別な事情によるための理由での申請につきまして、郵送での申請を受け付けておりました。友人関係等の理由での申請では、具体的な理由を記載していただきますので、今年度からは来庁して記入していただき、受付時に具体的な理由等の事情を伺い、丁寧に対応してまいります。

今年度は、15ページの上にありますように、許可基準の中で、

- ・希望する学校が指定された学校よりも近いため（こちらは、隣接する学区の学校への通学を希望する場合に限ります）
- ・義務教育学校等への通学を希望するため

の2つの項目は郵送での申請を受け付けます。

続きまして、14ページにありますように、入学通知書には、学区の指定された学校名等が記されております。

少し戻りますが、13ページをお願いいたします。13ページには、項目1として、指定学校名を確認していただくこと、項目2は私立又は国立等の小・中学校の入学が決定した場合の手続き等が記載されております。

項目3につきましては、指定された学校に通学することが原則であることと、指定学校の変更を希望する場合の申請の手続きについて、受付期間や申請場所、制限校名等について記されております。制限校につきましては、先ほど説明した通りとなりまして、上限を設定し、超えた場合は抽選を行う学校の中で、人数等の関係で受け入れ可能人数が若干名の学校は、八幡小学校、富貴島小学校、妙典小学校、福栄中学校の4校となっております。

15ページをお願いいたします。

指定学校変更の受付申請期間は、11月6日（月）から11月18日（土）を予定しております。11日（土）は南行徳市民談話室にて、18日（土）は市役所第2庁舎でも受け付けいたします。

上限を設定している学校につきましては、人数を超えた場合は抽選を行います。11月30日に抽選の有無を発表し、抽選を行う場合の抽選日は12月8日（金）の予定です。

以上、令和6年度の新入生児童生徒数の増加傾向と指定学校変更の制限についての報告となります。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございました。議題2、令和6年度新入学に向けての児童生徒増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限についてということで、事務局からご説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【小林委員】

只今説明のありました令和6年度の新入学の指定学校変更制限校についてですが、13ページの下に制限校の記載がありますが、過去に抽選を実施した学校名と、抽選に漏れた方への対応について教えてください。

【事務局】

昨年度、令和5年度入学の方については、大和田小学校が、入学可能者の制限数を超えましたので、抽選を実施しております。また、令和3年度入学の年に、八幡小学校の抽選を実施いたしました。

抽選に漏れた方への対応としましては、原則学区の学校への通学となりますが、その時点で隣接した学校の受け入れが可能である場合は、指定学校変更を受け付けたという事例もございます。

【小林委員】

漏れた方への対応については、隣接の指定学校に変更する方もいらっしゃるということで、了解されて学区の学校や、他の学校に入学されたということですね。

【事務局】

こちらで説明をしてご理解いただいております。

【小林委員】

ありがとうございます。

【中嶋会長】

他にはいかがでしょうか。

【石原委員】

私からは2点あります。

1点目は、指定学校変更の申請件数ですが、過去はもっと申請数が多かったですが、少しずつ減ってきていると思います。申請数の変化の状況と理由について教えてください。

それから2点目は、6ページから7ページにかけて、制限が解除になった小学校が2校ありますが、なぜ解除となったのか、理由を教えてください。

【事務局】

指定学校変更の許可件数ですが、平成27年度は小学校の申請数は1000件を超えていました。そこから少しずつ減ってはきていますが、令和3年度の小学校の申請数は、800件程度となっております。今年度令和5年度から指定学校変更の許可基準を改定しました。許可基準の改定により、令和4年度の全体

の申請数は、令和3年度に比べて100件程度減少しております。原則は学区の学校に入学していただき、やむを得ない事情がある場合は、事情を伺って丁寧に説明し、それから市教委でも協議をしながら、今後も進めていきたいと思っております。

2点目の質問の制限が解除となる学校についてですが、来年度の申請につきましては、行徳小学校と富美浜小学校の2校が制限解除となりました。学校と教育委員会とで協議をいたしまして、こちらの2校に関しましては、令和10年度にかけて学区の児童数が減少傾向であります。教室数の余裕も少しずつ出てきておりますので、協議の結果、制限を解除できたという経緯でございます。

【石原委員】

ありがとうございました。

指定学校変更申請者の人数が減りつつあるということは、指定の学区に通学するという意識が高まっていることだと理解いたしました。

2点目ですが、制限校の解除については、児童数の減少と、学校の教室数の空きによって協議した結果とのことでした。一見しますと、行徳小の児童数は、6ページには令和5年度800人、令和6年度804人で若干増えています。制限校を解除するということは、教室の余裕が出てきたという理解でよろしいでしょうか。

一方で、まだ制限校ではありますが、児童数が減っている学校については、教室数が足りない状況があるので、上限を設定しているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、その通りでございます。

【石原委員】

よくわかりました。ありがとうございました。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

市内では、過去に児童数が1000人を超える学校があったと思います。特に行徳小学校は、1500人程度の年もあったと記憶しています。今、市内で一番児童数が多い学校はどこですか？

【事務局】

鬼高小が一番多い学校になりまして、令和5年5月1日時点で、869人となっております。

【中嶋会長】

今は、全ての学校が1000人以下で、600人～800人程度の学校が多くなっていると思います。

指定学校変更許可基準を改定して、小学校入学時は、「仲の良い幼稚園の友だちと同じ学校に行きたい」という理由では申請ができない旨を明記しましたよね。市民にも少しずつ周知されることを願います。

【丸金委員】

指定学校変更の申請の方法ですが、郵送受付の一部（友人関係等の特別な理由によるため）については今年度より、来庁して申請に変更したということですが、こちらは郵送の申請では難しいのでしょうか。

例えば、小さなお子さんを連れた方やお仕事を休まなければならない方もいらっしゃると思いますので、オンラインでの申請を検討していただければと考えます。意見ということでお願いいたします。

【事務局】

13ページからの資料ですが、こちらは拡大しておりまして、実際は葉書サイズのものをお送りさせていただいているものとなっております。

「友人関係等の特別な理由によるため」の申請につきましては、配慮を必要とする具体的な理由を記載していただくことになりました。理由によっては、受付の際に話を伺って、聞き取りもしております。

昨年まではこちらの理由での申請は、郵送で受け付けておりましたので、理由についての記入漏れ等がありまして、電話で対応した方もいらっしゃいました。

受付申請は、平日に来庁できない方のために、2日間ですが土曜日の窓口も設けております。

来年度以降の参考とさせていただきますので、ご意見ありがとうございます。

【丸金委員】

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

他にご意見やご質問等は、ございますか。

【小林委員】

4ページの方の学級編制の基準となる人数は、法律の改正に伴いまして、小学校は、令和7年度には全ての学年で、1学級35人編成になることが決まりました。中学校は、中学1年生が35人、2年生と3年生が38人になっていますが、この点について教えてください。

2点目ですが、私は、第二中学校の学校運営協議会の委員をさせていただきます。一昨年の学校運営協議会で、第一中学校の建て替えに伴い、第一中学校の通学区域が変更になる話がありました。第一中学校の建て替えについて、予算上の都合で遅れている話は聞きましたが、いつ頃計画されているのか教えてください。

【事務局】

中学校の学級編制基準に関しましては、国の基準は40名となっておりますが、千葉県ではきめ細やかな指導を行うためと、この表の通り、1年生は35人、2年生と3年生は38人で編成しております。表の人数に関しては、10年以上変わっておりません。

【城戸課長】

第一中学校の建て替えに関しましては、諸事情により、内容を検討しているところでございまして、大変申し訳ございませんが、次回の審議会の際にお伝えいたしますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員】

わかりました。そうすると中学校の通学区域は、建て替え前は、現在の通学区域で運用していくということになりますよね。

学級編制の基準となる人数については、中学校は国の基準が40人ということですから、すべて網掛けの状況であるという解釈でよろしいですね。どうもありがとうございます。

【中嶋会長】

皆さん、他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、その他ということで、事務局よりお願いします。

【城戸課長】

では皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。
事務局より事務連絡をさせていただきたいと思います。

【事務局】

次回の審議会、第3回通学区域審議会の開催についてですが、令和6年1月31日（水）、または2月2日（金）の開催を考えております。日程調整につきましては、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【城戸課長】

それでは本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。
どうぞお気をつけてお帰りいただければと思います。
本日はありがとうございました。

令和5年11月1日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会
会 長 中 嶋 貞 行